

与原保育園 運営規程

与原保育園 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人真泉福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 与原保育園
- (2) 所在地 沖縄県島尻郡与那原町字与那原950番地の3

(施設の目的及び運営方針)

第2条 与原保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を決め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、特定教育・保育の提供に当たっては、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が家庭との密接な連携の元に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用子どもの属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする、
- 5 当園は、関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する特定教育・保育の内容)

第3条 当園は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に基づき乳児及び幼児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(障がい児保育)

第4条 心身に障がいのある児童で、当園で保育が可能な児童の保育を行う。

- 2 臨床心理士等の専門職が当園を訪問し、発達障がい児の早期発見と早期支援を行う訪問支援を受け、保護者及び担当職員へ助言を行い適切な支援につなげる。
- 3 当園の利用子どもで、障がいのある児童及び特別な配慮が必要な児童に対して、個々の発達の特性に配慮する点など、児童の支援に必要な助言を行うとともに「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

(職員の区分)

第5条 当園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主任保育士 1名
- (4) 保育士 19名
- (5) 看護師 1名
(又は、准看護師)
- (6) 栄養士 1名
(又は、管理栄養士)
- (7) 調理員 2名
- (8) 事務員 1名
(及び事務長)
- (9) 用務員 1名
- (10) 嘱託医 (内科及び小児科・歯科) 2名

2 前項に定めるもののほか必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(職務) 就業規則職務分担表を参照

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。

- 2 副園長は、園長を補佐し、園長不在の場合は職務を代行する。
- 3 主任保育士は、保育士をまとめ、補助し、保育環境を整えつつ園長をサポートする。
- 4 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 5 看護師は、児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
- 6 栄養士は、給食業務の総括を行う。
- 7 調理員は、給食業務に従事する。
- 8 事務員は、事務業務に従事する。
- 9 用務員は、園内の環境美化に従事する。
- 10 嘱託医 (内科及び小児科・歯科) は、児童の健康管理業務を行う。

(特定教育・保育の提供を行う日)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日及びその振替日

- (3) 慰霊の日（6月23日）
- (4) 年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）
- (5) 一年単位・一月単位の変形労働時間制により休日となる日（又は、時間）
- (6) 台風または、与那原町条例に基づく休日
- (7) その他（変形労働時間制に適用されない非常勤職員）
台風時の休日については、防風警報が発令され、台風による事故発生が予想されるため、その基準は次のとおりとし、無給とする。
 - ① 当該区域においてバスの運休停止の時
 - ② 午後0時までに暴風警報が解除になった時は、速やかに出勤となる
 - ③ 状況判断の不明な場合は、園長の指示を受ける

（特定教育・保育を提供する時間）

第8条 当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）
7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）
7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

（延長保育）

第9条 当園は、前条に規定する平常の保育時間を超えて保育が必要な場合は、利用子ども心身の発達に影響のない範囲で次のとおり延長保育を行う。

- (1) 前条（1）の場合
18時00分から19時00分までで必要な時間
- (2) 前条（2）の場合
7時00分から19時00分の間で設定保育時間（8時間）を超える設定時間前後に必要な時間

（認可定員）

第10条 当園の認可定員は147名とする。

（利用定員）

第11条 当園の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳児以上児（以下「2号認

定子ども」という。) 90名

- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳児未満児(以下「3号認定子ども」という。))のうち、満1歳以上の子ども48名
 - (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども9名
- 2 前項にかかわらず、入所待機児童解消の為、上記定員を超えて年度当初では15%、年度途中では20%をそれぞれ超えない範囲で受け入れることができるものとする。
 - 3 連続する2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。

(利用の開始、終了に関する事項、及び利用に当たっての留意事項)

第12条 当園は、町が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 特定教育・保護の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 法第19条第1項第2号及び3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき
 - (2) 利用子どもの保護者から、当園の利用に係る取り消しの申出があったとき
 - (3) 町が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障、又は、困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者、又は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出、その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

- 第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども、又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合、もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

- 第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、町からの求めがあった場合は、町が行う調査に協力するとともに、町から指導、又は、助言を受けたときは、当該指導、又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告する。

(記録の整備)

- 第18条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保持する。
- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
 - (3) 与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する町への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事項に際して採った処置についての記録

(保護者から受領する利用者負担額、その他必要な種類、支払いを求める理由及びその額)

- 第19条 与那原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、設定するものは次のとおりとする。

新年度用品（クラスによって異なる）	1,400円～	全園児
写真第	650円～	全園児
教材費（3歳児～）	3,888円～	2号認定
主食費（1カ月）	1,000円	2号認定
副食費（1カ月）	4,500円	2号認定

(改正)

第20条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人真泉福祉会理事会の議決を経るものとする。

附 則

1、この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月16日）

1、この規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年3月31日一部改正